

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文目次

一	農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）	………	（第一条関係）	1
二	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）	………	（第二条関係）	5
三	特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）	………	（第三条関係）	7
四	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）	………	（第四条関係）	8

改正案	現行
<p>（手数料）</p> <p>第一条 農薬取締法（以下「法」という。）<u>第三条第八項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、七十一万九千三百円とする。</u></p> <p>2 法第五条第四項（法第六条第四項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、二千四百円とする。</p> <p>3 法第七条第六項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、二十五万七千七百円とする。</p> <p>4 法第八条第七項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、四十四万二千六百円（二以上の種類の有効成分を含む農薬にあつては、四十四万二千六百円を当該農薬が含む有効成分の種類の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。）とする。</p> <p>（水質汚濁性農薬）</p> <p>第二条 法第二十六条第一項の水質汚濁性農薬は、<u>二―クロロ―四―六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）</u>を有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第一条 農薬取締法（以下「法」という。）<u>第二条第六項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、七十一万九千三百円（現に登録を受けている農薬について再登録の申請をする場合にあつては、七万三千二百円）とする。</u></p> <p>2 法第五条の二第四項（法第六条第四項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、二千四百円とする。</p> <p>3 法第六条の二第四項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）において準用する法第二条第六項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、二十五万七千七百円とする。 （新設）</p> <p>（水質汚濁性農薬の指定）</p> <p>第二条 次に掲げる薬剤を法第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬として指定する。</p> <p>一 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン（別名テロドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤</p> <p>二 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナ</p>

(水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域)

第三条 法第二十六条第二項の規定により規則で水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用につき許可を受けるべき旨(国の機関が行う当該農薬の使用については、協議すべき旨)を定めることができる地域は、当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある公共用水域又はその汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域に流入する河川(用排水路を含む。)の集水区域のうち、地形、これらの公共用水域までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域の範囲内に限るものとする。

(都道府県が処理する事務)

第四条 法第二十九条第一項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務のうち、農薬使用者に対し、農薬の使用に關し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬

フタリン(別名エンドリン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤

三| ヘキサクロルヘキサヒドロメタンベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤

四| ペンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩若しくはカルシウム塩を有効成分とする除草に用いられる薬剤

五| ロテノンをも有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
六| ニークロロ四・六・ビス(エチルアミノ)―s―トリアジン(別名シマジン)を有効成分とする除草に用いられる薬剤

(水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域)

第三条 法第十二条の二第二項の規定により規則をもつて水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用につき許可を受けるべき旨(国の機関が行う当該農薬の使用については、協議すべき旨)を定めることができる地域は、当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域に流入する河川(用排水路を含む。)の集水区域のうち、地形、当該水域又は公共用水域までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域の範囲内に限るものとする。

(都道府県が処理する事務)

第四条 法第十三条第一項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務のうち、農薬使用者に対し、農薬の使用に關し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の

の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限に属するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の使用により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣又は環境大臣が自らこれらの権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定は、法第二十九条第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務について準用する。

3 法第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の販売により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

4 (略)

5 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第二十九条第一項の規定により報告を命じ、又は集取若しくは検査をした場合には、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならぬ。

6 都道府県知事は、第三項の規定に基づき法第三十一条第二項の規定により農薬の販売を制限し、又は禁止した場合には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

第五条 (略)

使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限に属するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の使用により農作物等、人畜又は水産動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣又は環境大臣が自らこれらの権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定は、法第十三条第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務について準用する。

3 法第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の販売により農作物等、人畜又は水産動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

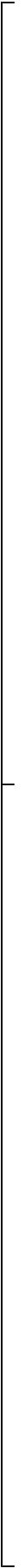
4 第一項本文(第二項において準用する場合を含む。)及び前項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る農林水産大臣又は環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

5 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第十三条第一項の規定により報告を命じ、又は集取若しくは検査をした場合には、農林水産省令・環境省令の定めるところにより、その結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならぬ。

6 都道府県知事は、第三項の規定に基づき法第十四条第二項の規定により農薬の販売を制限し、又は禁止した場合には、農林水産省令の定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(事務の区分)

第五条 前条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。



改 正 案

現 行

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）		別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）	
三五の三	(一) (略) (二) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	三五の三	(一) (略) (二) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
貨物	貨物	貨物	貨物
地域	地域	全地域	地域
3 農薬取締法第四条第一項第五号から	1 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録を拒否された農薬 2 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録が取り消された農薬	2 農薬取締法第三条第一項第三号から	(新設) 1 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同法第三項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬

(略)	
(略)	<p>第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第九条第三項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬</p> <p>4 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第十八条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬</p> <p>(三) (六) (略)</p>
(略)	

(略)	
(略)	<p>第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第六条の三第一項の規定に基づきその登録が取り消された農薬</p> <p>3 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第九条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬</p> <p>(三) (六) (略)</p>
(略)	

○ 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（延長登録の理由となる処分）</p> <p>第二条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。</p> <p>一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）<u>第三条第一項の登録、同法第七条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）</u>の変更の登録及び同法<u>第三十四条第一項の登録</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>（延長登録の理由となる処分）</p> <p>第二条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。</p> <p>一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）<u>第二条第一項の登録（同法第五項の再登録を除く。）</u>、<u>同法第六条の二第一項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）</u>の変更の登録及び同法<u>第十五条の二第一項の登録（同法第六項において準用する同法第二条第五項の再登録を除く。）</u></p> <p>二 （略）</p>

○ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（製造数量の確認を受けたものとみなされる場合） 第四条 法第十三条第三項の政令で定める場合は、その製造する検疫用臭化メチルくん蒸剤について農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）<u>第三条第一項の登録を受けた臭化メチルの製造業者</u>が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合とする。</p>	<p>（製造数量の確認を受けたものとみなされる場合） 第四条 法第十三条第三項の政令で定める場合は、その製造する検疫用臭化メチルくん蒸剤について農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）<u>第二条第一項の登録を受けた臭化メチルの製造業者</u>が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合とする。</p>